

枚方京田辺環境施設組合情報公開条例

平成28年7月1日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）の管理する公文書の開示に関し必要な事項を定め、組合行政に関する市民の知る権利を保障することにより、組合の諸活動を市民（枚方市及び京田辺市の市民をいう。以下同じ。）に説明する責務が全うされるようにするとともに、組合行政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた組合行政の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の開示 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。
- (4) 関係市 枚方市及び京田辺市をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の開示に当たって、公文書の開示を求める権利が適正に保障されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これに

よって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示（第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 関係市の区域内に住所を有する者
- (2) 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の開示の請求方法)

第6条 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に定める事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの そのものと実施機関が行う事務事業との利害関係の内容
 - (3) 開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）が提出した請求書に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(公文書の開示の決定等)

- 第7条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があつた日から15日以内に、請求に係る公文書の開示をする旨又は開示をしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定ができないときは、当該期間を前条の請求があつた日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定をすることができる時期を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の規定による公文書の一部開示の決定、開示請求に係る公文書が存在しない場合及び第12条の規定により公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合を含む。）をしたときは、その理由を同項の書面に記載しなければならない。この場合において、開示の請求に係る公文書が当該決定の日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 5 開示請求者は、第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施期間が同項の決定をしないときは、公文書の全部を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。
- 6 実施機関は、第1項の決定をするに当たり、当該公文書に開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。
- 7 前項に規定する第三者に関する情報が第9条第2号イ若しくは同条第3号アに規定する情報に該当すると認められるとき又は第三者に関する情報を第11条の規定により開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者の意見

を聴かなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 8 実施機関は、第三者が開示に反対の意思を表示した当該第三者に関する情報を開示する旨の決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。
- 9 実施機関は、第1項の決定をするに当たり、当該決定に係る公文書に当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得したものがあるときは、あらかじめこれらの者の意見を聴くことができる。
- 10 実施機関は、開示請求に対する決定等について第三者又は当該実施機関以外の者から意見を聴いた場合、第1項の決定後直ちに、当該決定の内容について当該第三者又は当該実施機関以外の者に書面により通知しなければならない。

(公文書の開示の実施)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該公文書の開示をしなければならない。

- 2 前項の公文書の開示は、前条第3項の規定による通知により実施機関が指定する日時及び場所において行う。この場合において、実施機関は、公文書を閲覧に供すること等により当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、当該公文書の写しを閲覧等に供し、又はその写しを交付することができる。

(開示しないことができる公文書)

第9条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該公文書の開示をしないことができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

できることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公開され、若しくは公開することが予定されている情報

イ 人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係るもの

オ 死者に関する情報であって、当該死者の死亡の当時配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であった者又は当該死者の子若しくは父母（以下この条において「配偶者等」という。）から開示請求があったもの

カ 死者に関する情報であって、当該死者の配偶者等以外の利害関係者の当該利益に関するもののうち、実施機関が第14条に規定する枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認めるもの

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（法人等

に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を含む。) 又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体又は健康を事業活動によって生ずる危害から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - イ 人の生活を違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、開示することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの
- (5) 実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共的団体（以下「国等」という。）との間の協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、実施機関と国等との協力関係又は信頼関係が損なわると認められるもの
- (6) 公にしないとの約束の下に個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの
- (7) 実施機関及び国等の内部又は相互における審議、検討、調査、研究等その他意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに支障が生じると認められるもの
- (8) 実施機関又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、涉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(公文書の一部開示)

第10条 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分（以下「非開示部分」という。）がある場合において、非開示部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、当該非開示部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、第9条各号の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができるものとする。

（存否応答拒否）

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（費用負担）

第13条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定める当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求があった場合の手続）

第14条 実施機関は、第7条第1項の決定又は開示請求に関する不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があつた場合は、当該審査請求が不適法であることを理由に却下するとき又は当該審査請求を容認するときを除き、遅滞なく枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

2 第7条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整）

第15条 この条例は、法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において一般の用に供することを目的として管理している図書、資料等については適用しない。

（公文書の任意的開示）

第16条 実施機関は、第5条に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申請があった場合においては、第6条から第12条の規定に準じて、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第13条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

（公文書の検索資料の作成等）

第17条 実施機関は、公文書を検索するため必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（実施状況の公表）

第18条 管理者は、毎年1回、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。